

令和2年10月9日閣議決定

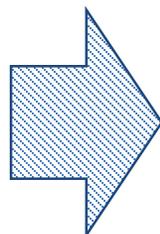
趣旨

これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、季節性インフルエンザの流行も見据え、医療資源を重症リスクのある者等に重点化していくため、**感染症法に基づく入院措置の対象について見直し**を行う。

内容

現行

感染者は全員入院対象とできる。



改正後

- 高齢者や基礎疾患を有する等の重症化リスクのある者など医学的に入院治療が必要な者、
- 感染症のまん延防止のため必要な事項を守ること
に同意しない者
を入院対象とする（※1）

（※1）上記のほか、都道府県知事等がまん延を防止するため入院を必要と認める者について、合理的かつ柔軟に入院対象とすることができることとする（省令事項）。

※2 併せて、別途、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、疑似症患者の届出を入院症例に限ることとする（現行は全数）。
（省令事項。施行期日：10月14日）

施行期日等

○公布日：令和2年10月14日

○施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日（10月24日）

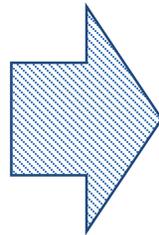
趣旨

季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定され、疑似症患者が急激に増加するおそれがあることから、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、**疑似症患者の届出について、入院症例に限ることとする。**

内容

現行

医師は、新型コロナウイルス感染症を診断した場合に、**疑似症患者を含め**直ちに都道府県知事に届け出なければならない。



改正後

- 医師が**疑似症の患者を診察し、入院を要しないと認められる場合、感染症法に基づく届出を不要とする。**
 - HER-SYSへの入力についても、医師が入院を要すると認めた者に限られる。
- ⇒その後、**検査結果陰性なら届出不要。**
陽性の場合には、医師は、感染症法に基づき、陽性患者として**改めて届出を行う。**

施行期日等

○公布日・施行日：令和2年10月14日

現 状

- 【病床確保】 患者数の増加に応じて3段階のフェーズを設定。現時点で、全道で622床を確保。
うち、病棟単位で患者を受け入れる重点医療機関が25施設
ピーク時には約1,800床を確保。
- 【宿泊療養】 道央圏に1施設670室を確保。
道央圏以外の3次医療圏で100室程度を準備。

課 題

- 入院勧告対象者数の減少に対し、現在確保している病床数をどう取り扱うか
 - ・各地域の医療機関に対し、病床や人員確保を道から要請してきた経過を考慮
- 自宅療養の取り扱いをどうするか
 - ・原則、宿泊療養を実施しているが、若年層で軽症者も増加。
 - ・家庭内感染の広がりから、高齢者への感染拡大を防止することが重要。

今後の方向性

- 当面の間、現行の確保病床数は維持。
- 3次圏域で患者数が増加した場合、軽症者等は宿泊療養を原則とする体制を継続。ただし、患者の発生状況に応じて今後も継続的に柔軟な対応を検討。

各圏域の入院医療体制

R2.10.1現在

- 本道の広域性を踏まえ、人口比により、三次医療圏ごとの推計最大入院患者数及び宿泊療養患者数を算出し、各圏域毎に入院医療体制を整備する。
- 各フェーズの移行及び宿泊療養施設の運用開始時期等については、確保病床数の利用状況等を勘案しながら、3次医療圏域単位で運用する。

三次医療圏	現フェーズでの指定数		推計最大入院患者数 (重症者数)	今後の確保病床数			推計宿泊療養者数	宿泊施設確保室数
	重点医療機関	協力医療機関		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3		
全道	25	74	840 (122)	622 (93)	1039 (128)	1811 (182)	402	1170

道南	2	15	74 (11)	60 (6)	93 (12)	181 (30)	31	100
道央	15	33	515 (76)	358 (55)	541 (69)	833 (93)	260	670
道北	5	8	101 (14)	61 (19)	172 (26)	359 (31)	43	100
オホーツク	—	7	47 (7)	33 (3)	68 (3)	131 (3)	20	100
十勝	2	5	53 (7)	58 (4)	105 (12)	118 (15)	25	100
釧路・根室	1	6	50 (7)	52 (6)	60 (6)	189 (10)	23	100 ₄

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」を踏まえた今後の医療提供体制について（案）

1 現状

- (1) 感染症法の規定では、都道府県知事等は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があるときは、患者等に対して入院の勧告・措置ができる。
- (2) 国は、無症状や軽症者の方で、医師が入院の必要がないと総合的に判断した場合には、宿泊療養又は自宅療養を行うことができる。と通知。
- (3) 道では、感染拡大防止の観点から、陽性者は原則入院とし、医師の判断により病院外での療養が可能と判断された方を宿泊施設で療養することで、療養者の容体急変への適切な対応や家庭内感染の防止等に努めてきた。

2 政令の一部改正内容（10月14日公布、10月24日施行）

入院の勧告・措置は、次の対象者に限定する。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度である者
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 都道府県知事等が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者
ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な事項

3 今後の対応

感染者については、容体急変への適切な対応や家庭内におけるまん延防止等を図る観点から、入院又は宿泊療養を原則とする。

なお、医師が入院の必要がないと総合的に判断した方については、病院への入院を経ることなく宿泊療養を行うこととし、宿泊療養施設がない場合は、入院措置とする。

新型コロナウイルス感染症患者への対応（政令改正を踏まえた整理）

